第５部　資料編

1　岩手町総合発展計画策定経過

年月日	内容
平成 21 年　7 月 31 日	岩手町総合発展計画策定委員の任命
平成 21 年　8 月 10 日	第 1 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 21 年　8 月 19 日	第 2 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 21 年 10 月 19 日	第 3 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 21 年 10 月 23 日	第 1 回岩手町総合発展計画策定委員会幹事会開催
平成 21 年 10 月 27 日	第 4 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 21 年 11 月中旬	住民アンケート調査の実施
平成 21 年 12 月 16 日 ～17 日	各課等ヒアリング
平成 22 年　1 月　8 日	「いわて子ども未来会議」開催
平成 22 年　1 月 28 日 ～29 日	「未来を拓くまちづくり懇談会」（各種団体）開催
平成 22 年 1 月 16 日・ 17 日・19 日・22 日	「未来を拓くまちづくり懇談会」（地域住民）開催（町内４カ所）
平成 22 年　3 月 23 日	第 5 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 22 年　7 月 13 日	第 2 回岩手町総合発展計画策定委員会幹事会開催
平成 22 年　7 月 30 日	第 6 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 22 年　8 月 11 日 ～12 日	マネジメントシートに関する職員研修会実施
平成 22 年 10 月 28 日 ～29 日	各課等ヒアリング（基本計画）

年月日	内容
平成 22 年 11 月 1 日 ～2 日	各課等ヒアリング（実施計画）
平成 22 年 11 月 15 日	第 7 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 22 年 11 月 19 日	第 1 回岩手町総合計画審議会開催（基本構想案に関する協議）
平成 22 年 12 月 20 日	岩手町議会「町づくりと総合発展計画に関する調査特別委員会」（第 1 回）において検討原案を説明
平成 23 年 1 月 14 日	第 3 回岩手町総合発展計画策定委員会幹事会開催
平成 23 年 1 月 17 日	第 8 回岩手町総合発展計画策定委員会開催
平成 23 年 1 月 25 日	第 2 回岩手町総合計画審議会開催（基本構想・基本計画に関する協議）
平成 23 年 1 月 27 日	岩手町議会「町づくりと総合発展計画に関する調査特別委員会」（第 2 回）において説明
平成 23 年 2 月 8 日	岩手町議会「町づくりと総合発展計画に関する調査特別委員会」（第 3 回）において説明
平成 23 年 2 月 14 日	各種審議会等合同会議開催
平成 23 年 2 月 16 日	第 3 回岩手町総合計画審議会開催（基本構想の諮問、答申及び基本計画に関する協議）
平成 23 年 3 月 3 日	岩手町議会において総合発展計画基本構想を議決
平成 23 年 3 月 24 日	第 4 回岩手町総合計画審議会開催（基本計画の諮問、答申）

2　岩手町総合計画審議会条例

岩手町総合計画審議会条例

昭和55年12月24日
条　例　第　１８号

（設置）
第１条　町政の総合的な計画の策定及び推進に関する重要事項を調査審議するため、町長の諮問機関として岩手町総合計画審議会（以下「審議会」という。)を置く。
（所掌事項）
第２条　審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
⑴ 基本構想及び基本計画の策定に関すること。
⑵ その他町長が総合的計画上必要と認める事項に関すること。
（組織）
第３条　審議会は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
⑴ 町議会議員
⑵ 各種団体の役職員
⑶ 識見を有する者
⑷ 関係行政機関の職員
⑸ 岩手町に住所を有する20歳以上の公募による者
（委員）
第４条　委員の任期は、２年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　前条第２項第１号、第２号及び第４号の委員は、その役職を失したときは委員の職を失う。
３　町長は、必要に応じ又は事案に限って臨時に委員を委嘱することができる。
（委員長及び副委員長）
第５条　審議会に、委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選とする。
２　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　審議会は、町長が招集する。
２　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、企画商工課において処理する。
（補則）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和56年３月25日条例第１号）抄

1　この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（平成13年３月１日条例第１号）抄

（施行期日）

1　この条例は、平成13年４月１日から施行する。

附　則（平成15年３月28日条例第７号）

この条例は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成17年３月15日条例第13号）抄

（施行期日）

1　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2)　略

(3)　第２条から第4条まで、第６条、第７条及び附則第２項の規定　平成17年６月１日

3　岩手町総合計画審議会委員名簿

（任期2年　平成21年6月1日～平成23年5月31日）

職名	氏　　名	委嘱区分
委員長	稲　村　吉　則	識見を有する者
副委員長	八　戸　保　彦	各種団体の役職員
委　　員	佐　藤　弘　吉	町議会議員
委　　員	早　坂　信　一	町議会議員
委　　員	笹　渡　　昇	町議会議員
委　　員	佐　藤　一　志	各種団体の役職員
委　　員	岩　崎　エ　ス	各種団体の役職員
委　　員	澤　田　ノ　リ	各種団体の役職員
委　　員	松　本　良　子	識見を有する者
委　　員	田　村　禮　子	識見を有する者
委　　員	伊　藤　昌　幸	識見を有する者
委　　員	浅　沼　一　也	関係行政機関の職員
委　　員	久　保　一　彦	岩手町に住所を有する20歳以上の公募による者
委　　員	圓　子　美根子	岩手町に住所を有する20歳以上の公募による者
委　　員	佐々木　清　一	岩手町に住所を有する20歳以上の公募による者

4　岩手町総合発展計画策定委員会設置要領

岩手町総合発展計画策定委員会設置要領

（平成 21 年 7 月 27 日町長決裁）

（設置）

1　岩手町総合発展計画（以下「新計画」という。）を策定するに当たり、策定事務の円滑な推進と適切な調整を図るため、岩手町総合発展計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

2　委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

（1）　新計画策定の事務の調整及び推進に関すること。

（2）　その他新計画の策定上必要と認める事項に関すること。

（組織）

3　委員会の組織は、次のとおりとする。

（1）　委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

（2）　委員長は副町長をもって充てる。

（3）　副委員長は、教育長をもって充てる。

（4）　委員は、別紙に掲げる課長等をもって充てる。

（5）　委員会は、必要に応じ、委員のうち必要な範囲で構成する分科会を設けることができる。

（委員長及び副委員長）

4　委員長及び副委員長の職務は、次のとおりとする。

（1）　委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

（2）　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときまたは、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

5　委員会は、委員長が招集する。

（幹事会）

6　委員会は、委員会の審議調整に必要な調査等を行なうため、次により幹事会を置く。

（1）　幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

（2）　幹事長は、企画商工課長をもって充てる。

（3）　幹事は、３の(4)で構成する課等の主幹または副主幹をもって充てる。

（4）　幹事会は、幹事長が招集する。

（庶務）

7　委員会の庶務は、企画商工課において処理する。

5　岩手町総合発展計画策定委員会委員名簿

役　職　名	氏　名	備　考
副町長	瀬　川　　稔	委 員 長
教育長	佐々木　惠　治	副委員長
参事兼総務課長	瀧　澤　光　也	
企画商工課長	澤　口　　寿	
産業創造推進室長	佐々木　光　司	
町民課長	千　葉　忠右エ門	
参事兼健康福祉課長	久　保　隆　造	
地域医療対策室長　兼 地域包括支援センター室長	乙茂内　信　子	
会計管理者兼税務会計課長	吉　田　和　彦	
農林環境課長	千　葉　照　雄	
地域整備課長	福　芋　政　憲	
参事兼議会事務局長	民部田　静　男	
参事兼教育次長	府　金　邦　忠	
教育政策室長	黒　澤　克　哉	
水道事業所長	遠　藤　照　秋	

６　岩手町総合発展計画基本構想諮問書

岩 企 第　５７７ 号
平成 23 年 2 月 7 日

岩手町総合計画審議会
　委員長　稲　村　吉　則　様

岩手町長　民部田　幾　夫

岩手町総合発展計画基本構想の策定について
(諮問)

標記について、岩手町総合計画審議会条例第２条第１項第２号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問第１号　　岩手町総合発展計画基本構想の策定について

7　岩手町総合発展計画基本構想答申書

平成 23 年２月 16 日

岩手町長　民部田　幾　夫　殿

岩手町総合計画審議会
委員長　稲　村　吉　則

岩手町総合発展計画基本構想の策定について
（答申）

平成 23 年２月７日付け岩企第 577 号で諮問がありました、岩手町総合発展計画基本構想の策定については、下記のとおり答申します。

記

原案を可とする。

8　岩手町総合発展計画基本計画諮問書

岩 企 第　６２７ 号
平成 23 年 3 月 17 日

岩手町総合計画審議会
　委員長　稲　村　吉　則　様

岩手町長　民部田　幾　夫

岩手町総合発展計画前期基本計画の策定について
(諮問)

標記について、岩手町総合計画審議会条例第２条第１項第１号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問第１号　　岩手町総合発展計画前期基本計画の策定について

９　岩手町総合発展計画基本計画答申書

平成 23 年３月 24 日

岩手町長　民部田　幾　夫　殿

岩手町総合計画審議会
委員長　稲　村　吉　則

岩手町総合発展計画基本構想の策定について
（答申）

平成 23 年３月 17 日付け岩企第 627 号で諮問がありました、岩手町総合発展計画前期基本計画の策定については、下記のとおり答申します。

記

原案を可とする。

10　町民アンケート調査結果

Ⅰ　調査の概要及び回答者の属性

1　調査の概要

（1）調査目的

本調査は、岩手町総合発展計画（平成２３年度～平成３２年度）の策定に当たって、まちの今後重視する取り組み、各分野における施策要望など、町民の意識構造の実態を把握し、計画づくりの基礎資料を得るために実施したものです。

（2）調査対象及び調査方法

項目	内容
調査対象	岩手町に居住する２０歳以上の町民
配布数	２，５００
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	平成 21 年 11 月
調査地域	町内全域

（3）配布数及び回収結果

配布数	２，５００
有効回収数	１，５２１
有効回収率	６０．８％

2　本調査報告書の基本的な事項

（1）数値の基本的な取り扱いについて

①比率はすべて百分率（%）で表し、小数点以下２位を四捨五入して算出しています。従って、合計が 100%を上下する場合もあります。

②基数となるべき実数は、“ｎ＝○○○”として掲載し、各比率はｎを 100%として算出しています。

③質問の終わりに【複数回答】とある問は、１人の回答者が２つ以上の回答を出してもよい問であり、従って各回答の合計比率は 100%を超える場合があります。

3　回答者の属性

（１）性別

回答者の性別構成は、「女性」（52.2%）、「男性」（46.5%）となっています。

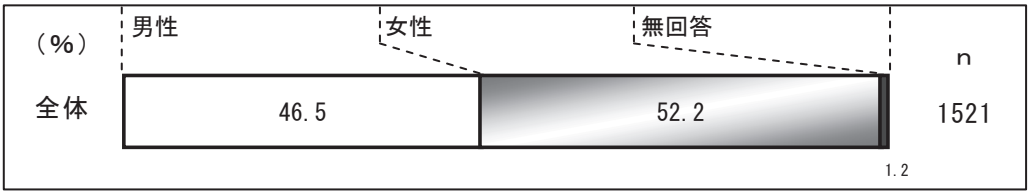

（２）年齢

回答者の年齢構成は、「50 代」（26.1%）、「40 代」（23.3%）、「60 代」（18.1%）、「70 歳以上」（14.1%）、「30 代」（12.9%）、「20 代」（4.3%）の順となっています。

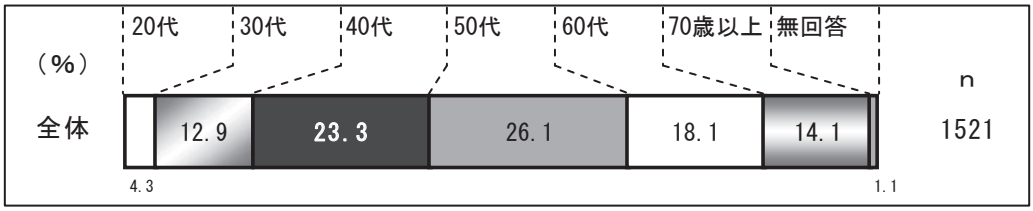

（３）職業

回答者の職業については、「その他サービス業等」（22.2%）、「無職」（16.4%）、「製造業・建設業」（15.9%）、「農林業」（15.0%）、「主婦（夫）」（12.8%）、「パートタイム・アルバイト」（8.9%）、「卸小売・飲食業」（3.6%）、「学生、その他」（2.9%）の順となっています。

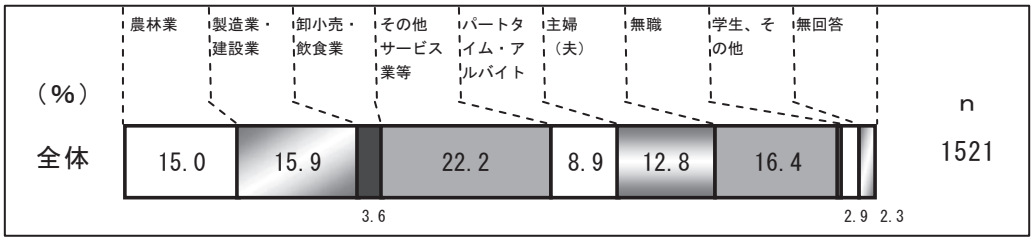

（４）就学先・勤務先

回答者の就学先・勤務先については、「町内」（37.8%）、「盛岡市・滝沢村・八幡平市」（21.0%）、「就学・勤務していない」（20.3%）、「その他県内及び県外」（5.1%）の順となっています。

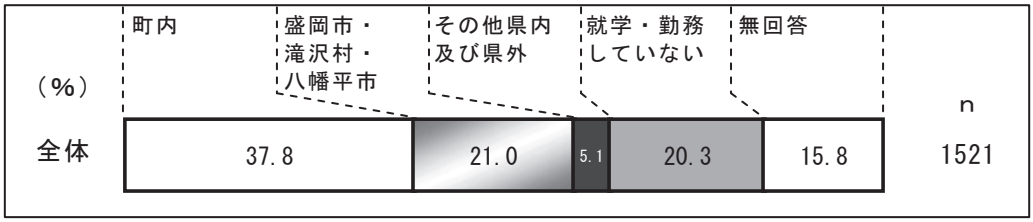

（５）居住年数

回答者の居住年数については、「20年以上」(81.1%)、「10年以上20年未満」(9.5%)、「５年未満」（3.9%）、「５年以上10年未満」（3.7%）の順となっています。

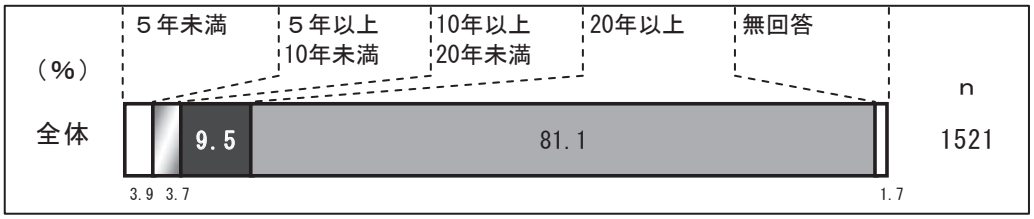

（６）居住地区

回答者の居住地区は、「上沼宮内地区」（20.3%）、「川口地区」（19.5%）、「下沼宮内地区」（18.3%）、「一方井地区」（16.6%）、「水堀地区」（8.6%）、「久保地区」（6.2%）、「北山形・岩瀬張地区」（5.0%）、「南山形地区」（1.7%）の順となっています。

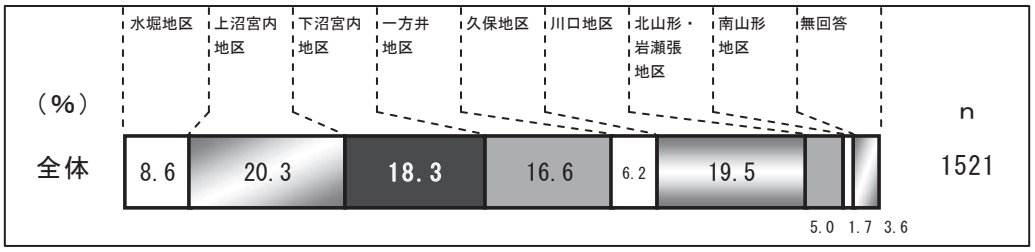

Ⅱ　調査結果

1　まちの今後の取り組みについて

（1）まちの各環境に関する重要度

● **重要度の最も高い項目は「医療体制」。次いで「雇用・就労環境」、「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」の順。**

岩手町の各環境に関する住民の重要度について、41の設問項目の傾向を、“重要である”(「重要と考える」及び「やや重要と考える」の合計)、「どちらともいえない」、“重要でない”(「あまり重要と考えない」及び「重要と考えない」の合計)の３区分にまとめ、その比率でみていくと、“重要である”の比率が高い項目としては、「医療体制」(91.1%)が第１位に挙げられ、次いで第２位が「雇用・就労環境」(87.9%)、第３位が「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」(86.4%)と続き、以下、「保健サービスや施設整備」(83.4%)、「ごみ処理・リサイクル」(83.2%)、「防犯体制」(81.0%)、「障害者福祉サービスや施設整備」(80.6%) などの順となっています。**[図表１～２参照]**

さらに、加重平均値 **[下欄参照]** による評価点(重要度：最高点10点、最低点-10点)による結果をみると、重要度の最も高い項目は、「医療体制」(8.64点)が第１位に挙げられ、次いで「雇用・就労環境」(8.23点)、「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」(7.43点)が続き、以下、「保健サービスや施設整備」(7.14点)、「防犯体制」(7.03点)、「ごみ処理・リサイクル」(6.92点)、「公害のない環境」(6.84点) の順となっています。**[図表３参照]**

水堀地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」(8.89点)、第２位が「雇用・就労環境」(8.20点)、第３位が「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」(7.52点)の順となっています。**[図表４参照]**

上沼宮内地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」(8.59点)、第２位が「雇用・就労環境」(8.00点)、第３位が「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」(7.62点)の順となっています。**[図表４参照]**

下沼宮内地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」(8.88 点)、第２位が「雇用・就労環境」(8.36 点)、第３位が「防犯体制」(7.58)の順となっています。**[図表４参照]**

一方井地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」(8.88 点)、第２位が「雇用・就労環境」(8.33 点)、第３位が「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」(7.69 点)の順となっています。**[図表４参照]**

久保地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」(8.52 点)、第２位が「雇用・就労環境」(8.35 点)、第３位が「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」(7.72 点)の順となっています。**[図表４参照]**

川口地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」(8.25 点)、第２位が「雇用・就労環境」(8.06 点)、第３位が「高齢者福祉・介護サービスや施設整備」(7.10 点)の順となっています。**[図表４参照]**

北山形・岩瀬張地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」(8.55 点)、第２位が「雇用・就労環境」(8.45 点)、第３位が「保健サービスや施設整備」(7.65 点)の順となっています。**[図表４参照]**

南山形地区

重要度の上位３項目は第１位が「医療体制」及び「雇用・就労環境」(同点 9.00 点)、第３位が「道路の整備」(8.60 点)の順となっています。**[図表４参照]**

※加重平均値の算出方法

５段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点（重要度）を算出する。

$$評価点＝\left(\begin{array}{l}(「重視している」の回答者数\times 10\ 点)＋(「どちらかといえば重視している」の回答者数\times 5\ 点)＋(「どちらともいえない」の回答者数\times 0\ 点)＋(「あまり重視していない」の回答者数\times -5\ 点)＋(「重視していない」の回答者数\times -10\ 点)\end{array}\right)\div\left(\begin{array}{l}「重視している」、「どちらかといえば重視している」、「どちらともいえない」、「あまり重視していない」、「重視していない」\\の回答者数\end{array}\right)$$

図表１　分野別にみた今後のまちづくりの重要度(全体)

（単位：%）

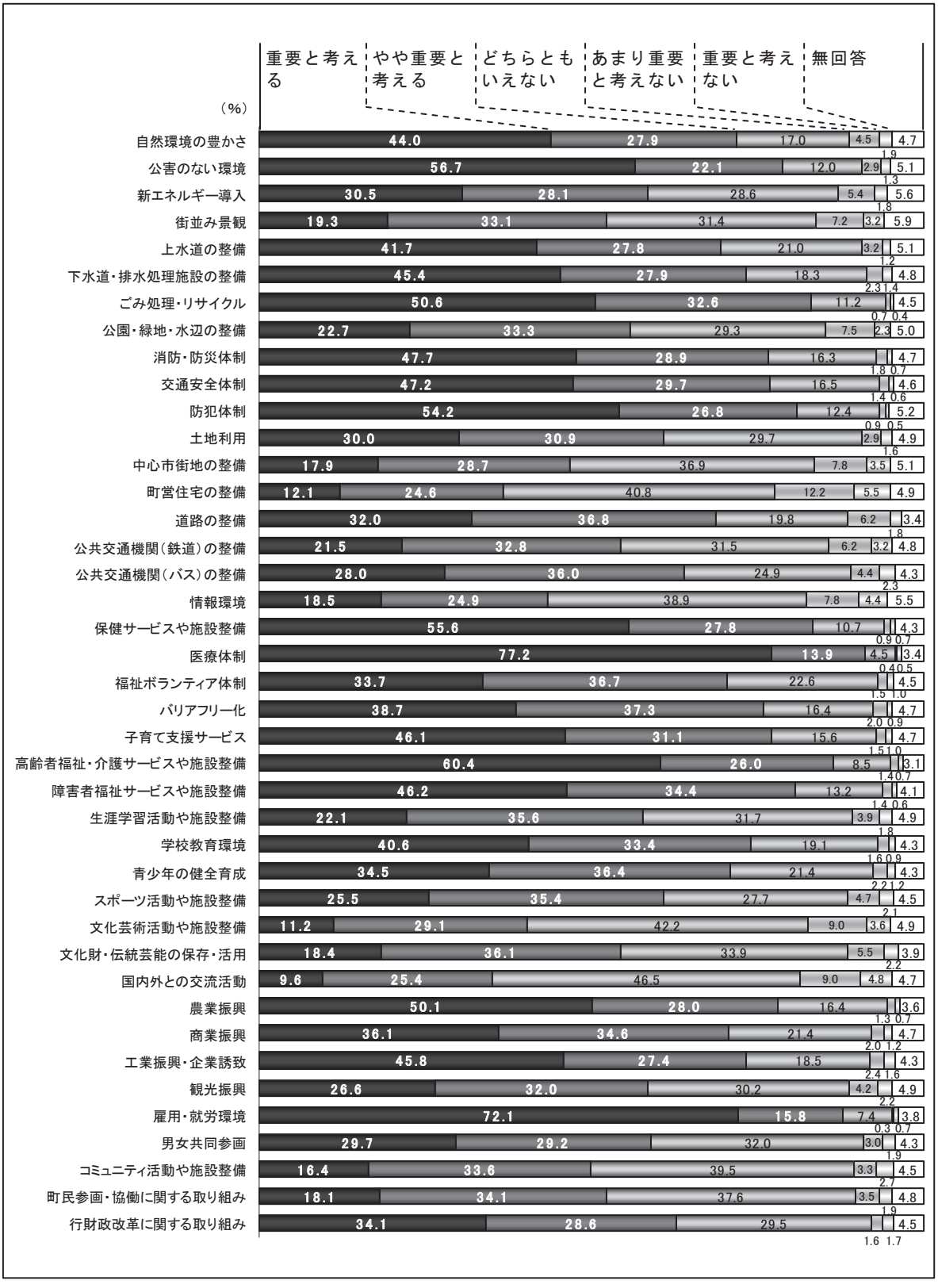

図表２　分野別にみた今後のまちづくりの重要度(全体)

（単位：%）

区分	項目	“重要である”	どちらともいえない	“重要でない”
１ 生活環境分野	① 自然環境の豊かさ	71.9	17.0	6.4
	② 公害のない環境	⑧ 78.8	12.0	4.2
	③ 新エネルギー導入	58.6	28.6	7.2
	④ 街並み景観	52.4	31.4	10.4
	⑤ 上水道の整備	69.5	21.0	4.4
	⑥ 下水道・排水処理施設の整備	73.3	18.3	3.7
	⑦ ごみ処理・リサイクル	⑤ 83.2	11.2	1.1
	⑧ 公園・緑地・水辺の整備	56.0	29.3	9.8
	⑨ 消防・防災体制	76.6	16.3	2.5
	⑩ 交通安全体制	76.9	16.5	2.0
	⑪ 防犯体制	⑥ 81.0	12.4	1.4
２ 生活基盤分野	① 土地利用	60.9	29.7	4.5
	② 中心市街地の整備	46.6	36.9	11.3
	③ 町営住宅の整備	36.7	40.8	17.7
	④ 道路の整備	68.8	19.8	8.0
	⑤ 公共交通機関（鉄道）の整備	54.3	31.5	9.4
	⑥ 公共交通機関（バス）の整備	64.0	24.9	6.7
	⑦ 情報環境	43.4	38.9	12.2
３ 保健・医療・福祉分野	① 保健サービスや施設整備	④ 83.4	10.7	1.6
	② 医療体制	① 91.1	4.5	0.9
	③ 福祉ボランティア体制	70.4	22.6	2.5
	④ バリアフリー化	76.0	16.4	2.9
	⑤ 子育て支援サービス	⑩ 77.2	15.6	2.5
	⑥ 高齢者福祉・介護サービスや施設整備	③ 86.4	8.5	2.1
	⑦ 障害者福祉サービスや施設整備	⑦ 80.6	13.2	2.0
４ 教育・文化分野	① 生涯学習活動や施設整備	57.7	31.7	5.7
	② 学校教育環境	74.0	19.1	2.5
	③ 青少年の健全育成	70.9	21.4	3.4
	④ スポーツ活動や施設整備	60.9	27.7	6.8
	⑤ 文化芸術活動や施設整備	40.3	42.2	12.6
	⑥ 文化財・伝統芸能の保存・活用	54.5	33.9	7.7
	⑦ 国内外との交流活動	35.0	46.5	13.8
５ 産業分野	① 農業振興	⑨ 78.1	16.4	2.0
	② 商業振興	70.7	21.4	3.2
	③ 工業振興・企業誘致	73.2	18.5	4.0
	④ 観光振興	58.6	30.2	6.4
	⑤ 雇用・就労環境	② 87.9	7.4	1.0
６ 町民参画・行財政分野	① 男女共同参画	58.9	32.0	4.9
	② コミュニティ活動や施設整備	50.0	39.5	6.0
	③ 町民参画・協働に関する取り組み	52.2	37.6	5.4
	④ 行財政改革に関する取り組み	62.7	29.5	3.3

丸数字は全体の中での順位を示す

図表３　まちの各環境に関する重要度（全体）

（単位：評価点）

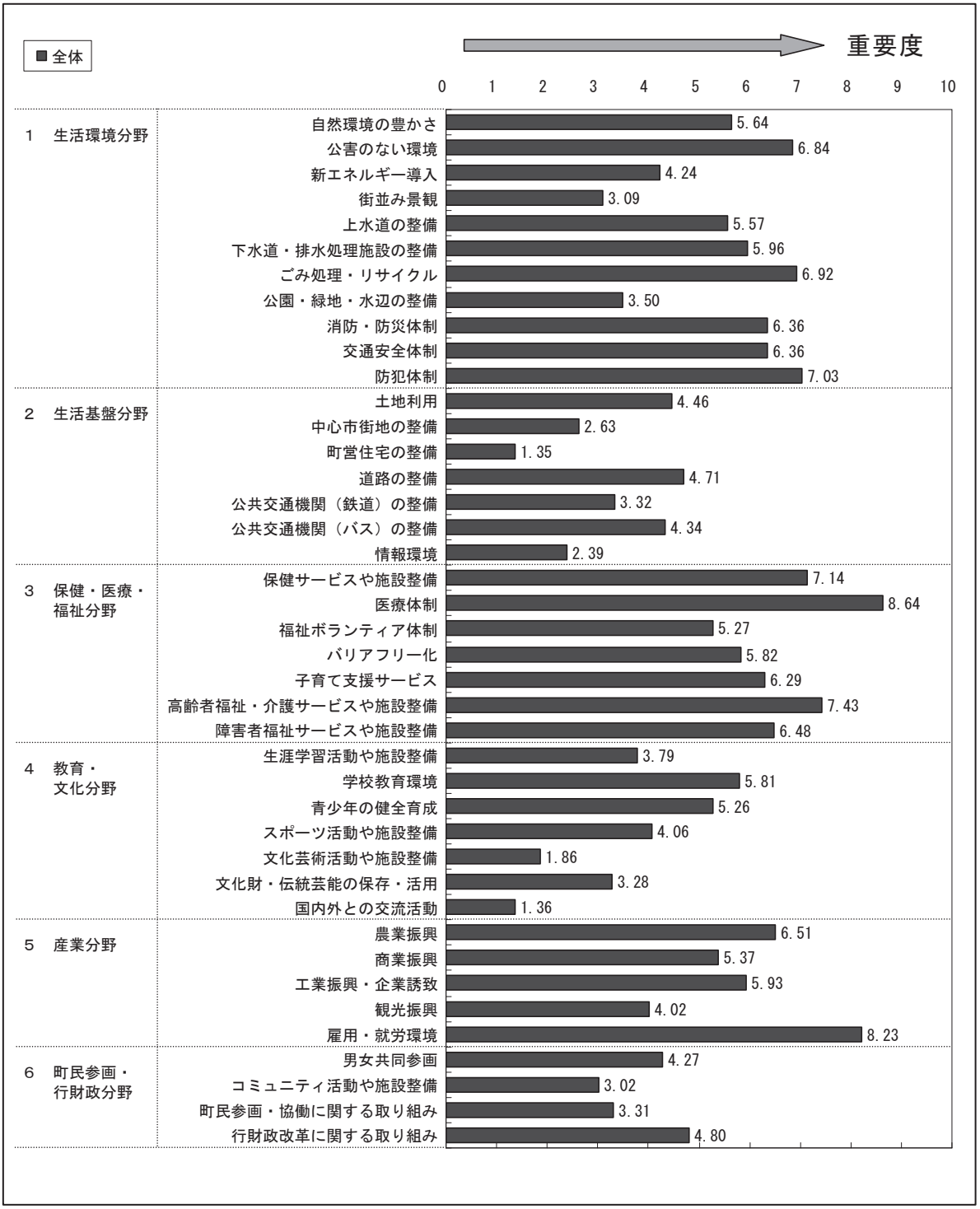

（２）今後のまちづくりの特色について

問３　あなたは、今後のまちづくりにおいて、岩手町をどのような特色のあるまちにすべきだと考えますか。【複数回答】

▼

● **「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」が他を大きく引き離して第１位、以下、「農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち」、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」の順。**

今後のまちづくりの特色については、「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」（61.0%）、「農業や農村環境を大切に守り育てる農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち」（26.9%）、「子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち」（23.8%）、「快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適で安全･安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち」（21.8%）、「商店街の振興や地場産業の育成、企業立地による商店街の振興や地場産業の育成、企業立地による商工業のまち」（14.9%）、「自然の保護や環境の保全・創造を優先する自然の保護や環境の保全・創造を優先する環境保全のまち」（13.2%）、「町民と行政とが協力してまちづくりを行う町民と行政とが協力してまちづくりを行う町民参画・協働のまち」（12.2%）、「地域資源を活用し、観光や交流事業を進める地域資源を活用し、観光や交流事業を進める観光・交流のまち」（7.7%）、「生涯学習活動や文化芸術・スポーツ活動が活発な生涯学習活動や文化芸術・スポーツ活動が活発な生涯学習・文化のまち」（7.2%）、「歴史的遺産を大切にし、まちづくりに生かす歴史的遺産を大切にし、まちづくりに生かす歴史のまち」（1.9%）の順となっています。**［図表５参照］**

属性別で見ても、すべての層で「人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち」が第１位に挙げられる結果となっています。**［図表６～７参照］**

図表５　今後のまちづくりの特色について（全体／複数回答）

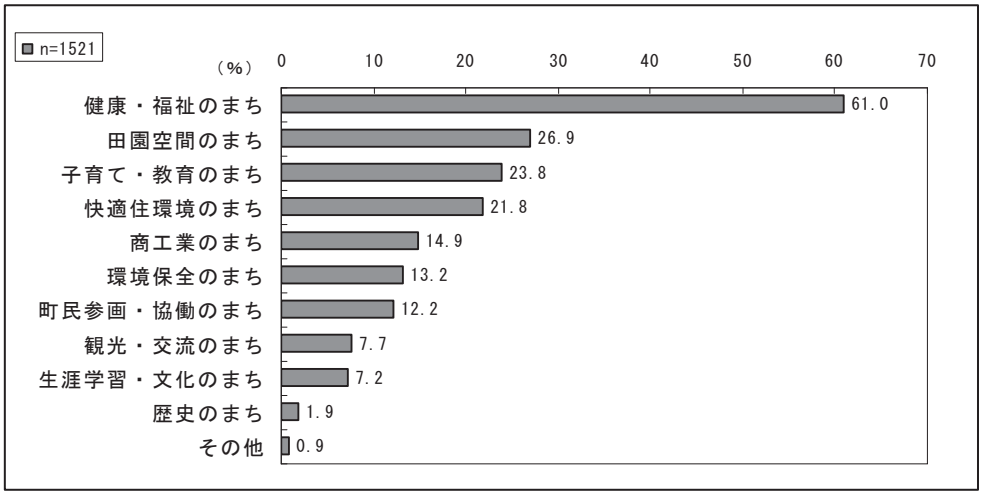

図表６　今後のまちづくりの特色について
（全体、性別、年齢、職業－上位第３位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位
全体		人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 61.0	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 26.9	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 23.8
性別	男性	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 53.8	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 29.9	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 21.9
	女性	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 67.1	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 28.0	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 23.9
年齢	20代	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 53.0	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 40.9	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 27.3
	30代	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 45.9	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 44.4	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 24.5
	40代	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 55.2	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 29.0	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 28.7
	50代	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 65.5	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 29.2	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 19.6
	60代	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 69.6	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 33.7	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち/町民と行政とが協力してまちづくりを行う町民参画・協働のまち 17.0
	70歳以上	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 68.7	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 33.2	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 16.4

図表７　今後のまちづくりの特色について

（全体、職業、就学先・勤務先－上位第３位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位
全体		人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 61.0	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 26.9	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 23.8
職業	農林業	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 60.1	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 58.8	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 18.4
	製造業・建設業	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 50.8	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 27.3	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 24.0
	卸小売・飲食業	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 56.4	商店街の振興や地場産業の育成、企業立地による商工業のまち 30.9	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 27.3
	その他サービス業等	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 59.5	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 30.2	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 23.7
	パートタイム・アルバイト	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 64.4	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 29.6	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 25.9
	主婦（夫）	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 69.2	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 26.7	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 20.5
	無職	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 67.5	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 26.5	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 21.3
	学生、その他	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 54.5	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち/農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 27.3	
就学先・勤務先	町内	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 60.7	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 28.7	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 25.9
	盛岡市・滝沢村・八幡平市	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 52.7	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 26.3	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 24.8
	その他県内及び県外	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 59.7	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 27.3	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 26.0
	就学・勤務していない	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 66.0	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 25.6	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 23.3

図表７　今後のまちづくりの特色について
（全体、居住地区－上位第３位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位
全体		人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 61.0	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 26.9	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 23.8
居住地区	水堀地区	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 67.2	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 32.8	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 25.2
	上沼宮内地区	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 63.4	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 25.6	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 23.3
	下沼宮内地区	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 62.7	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 24.0	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 23.7
	一方井地区	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 62.5	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 41.9	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 22.1
	久保地区	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 58.9	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 34.7	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち 30.5
	川口地区	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 55.6	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 25.9	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち/農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 24.2
	北山形・岩瀬張地区	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 63.2	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 40.8	子育て環境や子どもの保育・教育環境が充実した子育て・教育のまち/地域資源を活用し、観光や交流事業を進める観光・交流のまち/町民と行政とが協力してまちづくりを行う町民参画・協働のまち 17.1
	南山形地区	農業や農村環境を大切に守り育てる田園空間のまち 50.0	人にやさしい保健・医療・福祉の充実した健康・福祉のまち 46.2	快適で安全・安心な住環境の整備を優先する快適住環境のまち 26.9

2　土地利用について

（1）開発と自然環境保全のあり方について

問４　あなたは、これからの開発と自然環境・農村環境保全のあり方について、基本的にどのような方向で考えていくべきだと思いますか。

▼

● 「自然環境・農村環境との調和を図りつつ地域振興のための開発を進める」が第１位。

開発と自然環境保全のあり方については、「自然環境・農村環境との調和を図りつつ地域振興のための開発を進める」が 56.1%と、全体の半分以上を占めて第１位となっています。次いで、「自然環境・農村環境の保全を基本に、開発は最小限にとどめる」（21.4%）、「地域の振興を優先し、積極的に開発を進める」（10.1%）、「自然環境・農村環境の保全に十分配慮し、開発は原則的に抑制する」（9.3%）の順となっています。**［図表８参照］**

属性別に見ても、すべての層で「自然環境・農村環境との調和を図りつつ地域振興のための開発を進める」が第１位となっているものの、年齢 20 代では 43.9%とやや少なくなっていることが特徴として挙げられます。**［図表９参照］**

図表８　開発と自然環境保全のあり方について（全体）

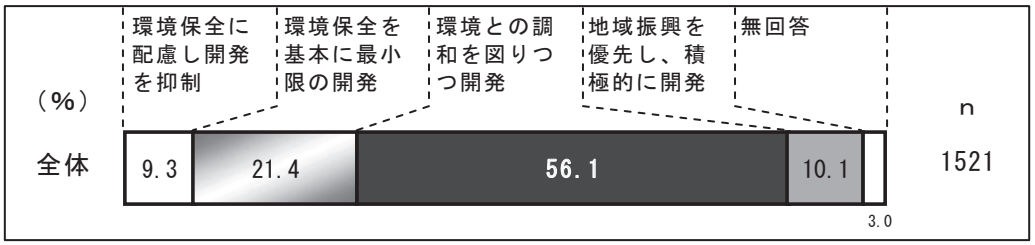

図表９　開発と自然環境保全のあり方について
（全体、性別、年齢、職業、就学先・勤務先、居住地区）

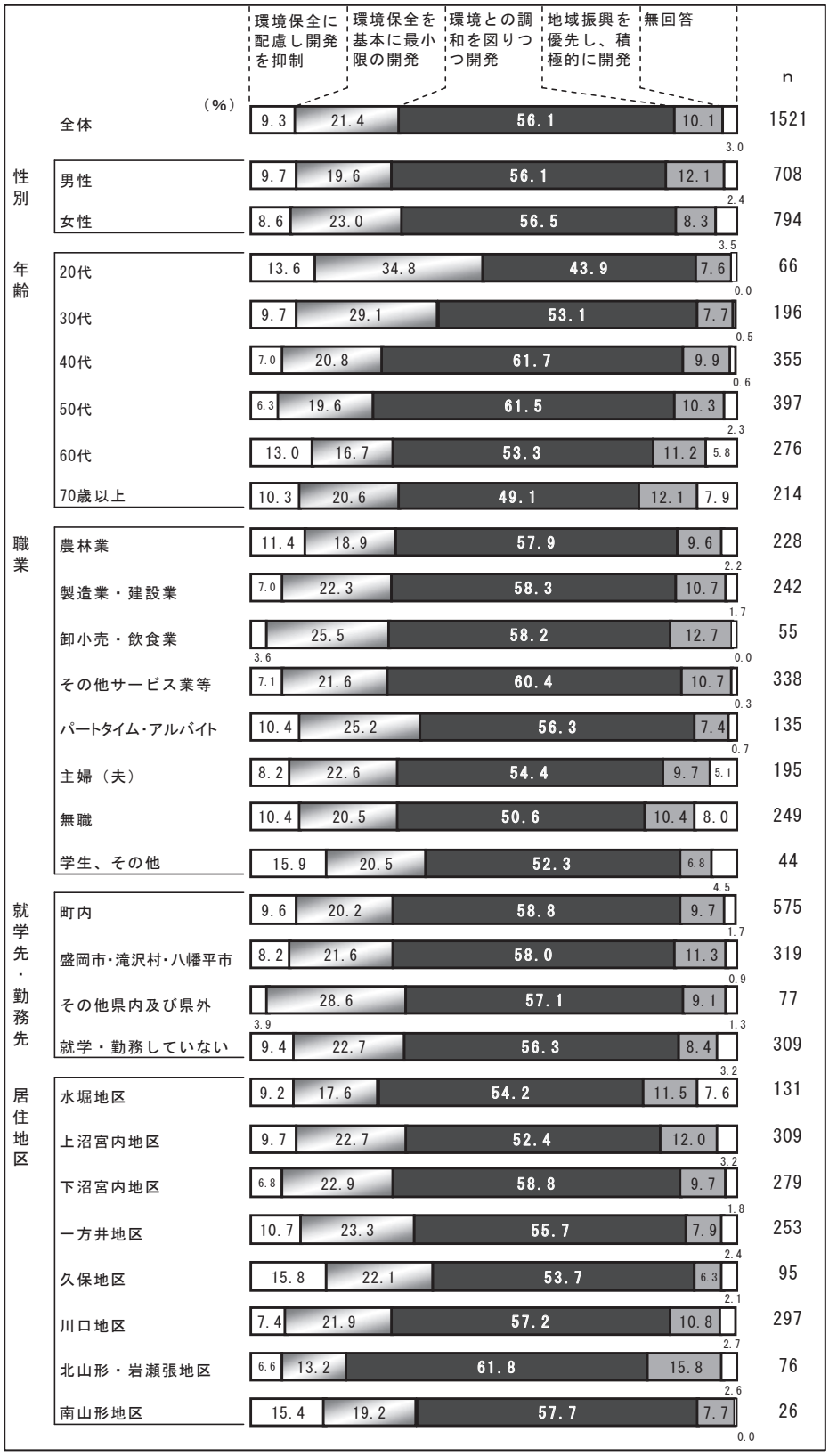

（２）優先的に整備すべき用地について

問５　町の発展に向けて、計画的な土地の利用を進めていくことが必要ですが、あなたは、今後、どの用地の整備を優先すべきだと思いますか。【複数回答】

▼

● 「保健・福祉施設の整備」が他を引き離して第１位。

優先的に整備すべき用地については、重要度の設問と同様に、「保健・福祉施設の整備」が 48.7%で、他を引き離して第１位となっています。次いで、「農地の保全や営農環境の充実」（32.7%）、「道路や公園などの生活基盤整備」（26.7%）、「教育・文化・スポーツ施設の整備」(18.4%)、「工業用地の整備」(14.5%)、「住宅地の整備」(13.3%)、「森林の保全・育成」（11.7%）、「観光・レクリエーション施設の整備」（9.3%）、「商業用地の整備」（7.4%）の順となっています。**[図表 10 参照]**

属性別で見ても、ほとんどの層で「保健・福祉施設の整備」が第１位となっていますが、職業の農林業と居住地区の一方井地区では「農地の保全や営農環境の充実」（61.8%、49.0%）、南山形地区では「道路や公園などの生活基盤整備」（61.5%）がそれぞれ第１位に挙げられており、属性によって若干回答の傾向に違いが見られます。**[図表 11～13 参照]**

図表 10　優先的に整備すべき用地について（全体／複数回答）

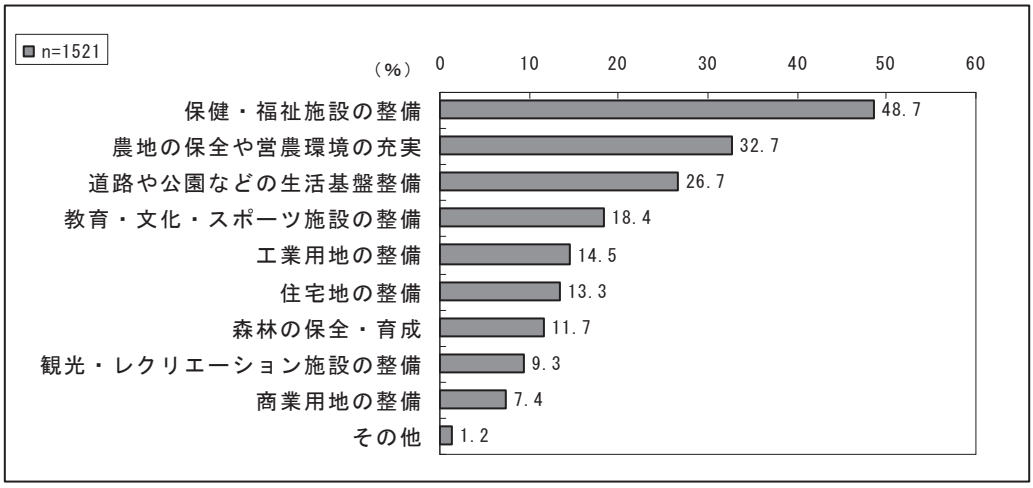

図表 11　優先的に整備すべき用地について
（全体、性別、年齢－上位第３位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位
全体		保健・福祉施設の整備 48.7	農地の保全や営農環境の充実 32.7	道路や公園などの生活基盤整備 26.7
性別	男性	保健・福祉施設の整備 41.8	農地の保全や営農環境の充実 35.3	道路や公園などの生活基盤整備 25.0
	女性	保健・福祉施設の整備 54.7	農地の保全や営農環境の充実 30.5	道路や公園などの生活基盤整備 28.0
年齢	20代	保健・福祉施設の整備 36.4	道路や公園などの生活基盤整備 33.3	農地の保全や営農環境の充実 28.8
	30代	保健・福祉施設の整備 34.7	教育・文化・スポーツ施設の整備 29.1	道路や公園などの生活基盤整備 28.1
	40代	保健・福祉施設の整備 42.8	道路や公園などの生活基盤整備 27.9	教育・文化・スポーツ施設の整備 27.0
	50代	保健・福祉施設の整備 51.9	農地の保全や営農環境の充実 37.0	道路や公園などの生活基盤整備 24.9
	60代	保健・福祉施設の整備 55.1	農地の保全や営農環境の充実 39.9	道路や公園などの生活基盤整備 29.0
	70歳以上	保健・福祉施設の整備 59.8	農地の保全や営農環境の充実 36.9	道路や公園などの生活基盤整備 21.5

図表 12　優先的に整備すべき用地について
（全体、職業、就学先・勤務先－上位第３位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位
全体		保健・福祉施設の整備 48.7	農地の保全や営農環境の充実 32.7	道路や公園などの生活基盤整備 26.7
職業	農林業	農地の保全や営農環境の充実 61.8	保健・福祉施設の整備 46.9	道路や公園などの生活基盤整備 23.2
	製造業・建設業	保健・福祉施設の整備 39.7	道路や公園などの生活基盤整備 28.9	農地の保全や営農環境の充実 26.9
	卸小売・飲食業	保健・福祉施設の整備 50.9	農地の保全や営農環境の充実 27.3	工業用地の整備 25.5
	その他サービス業等	保健・福祉施設の整備 45.3	農地の保全や営農環境の充実 29.0	教育・文化・スポーツ施設の整備 26.6
	パートタイム・アルバイト	保健・福祉施設の整備 50.4	道路や公園などの生活基盤整備 27.4	教育・文化・スポーツ施設の整備 23.0
	主婦（夫）	保健・福祉施設の整備 60.0	道路や公園などの生活基盤整備 31.8	農地の保全や営農環境の充実 28.7
	無職	保健・福祉施設の整備 55.4	農地の保全や営農環境の充実 30.1	道路や公園などの生活基盤整備 25.7
	学生、その他	保健・福祉施設の整備 36.4	農地の保全や営農環境の充実 27.3	道路や公園などの生活基盤整備/観光・レクリエーション施設の整備 25.0
就学先・勤務先	町内	保健・福祉施設の整備 47.1	農地の保全や営農環境の充実 33.2	道路や公園などの生活基盤整備 24.5
	盛岡市・滝沢村・八幡平市	保健・福祉施設の整備 40.4	道路や公園などの生活基盤整備 28.8	農地の保全や営農環境の充実 26.6
	その他県内及び県外	保健・福祉施設の整備 42.9	教育・文化・スポーツ施設の整備/農地の保全や営農環境の充実 27.3	
	就学・勤務していない	保健・福祉施設の整備 60.8	農地の保全や営農環境の充実 30.1	道路や公園などの生活基盤整備 28.2

図表 13　優先的に整備すべき用地について
（全体、居住地区－上位第３位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位
全体		保健・福祉施設の整備 48.7	農地の保全や営農環境の充実 32.7	道路や公園などの生活基盤整備 26.7
居住地区	水堀地区	保健・福祉施設の整備 55.7	農地の保全や営農環境の充実 43.5	道路や公園などの生活基盤整備 19.1
	上沼宮内地区	保健・福祉施設の整備 48.2	道路や公園などの生活基盤整備 28.5	教育・文化・スポーツ施設の整備 23.3
	下沼宮内地区	保健・福祉施設の整備 53.0	道路や公園などの生活基盤整備 27.2	教育・文化・スポーツ施設の整備 24.4
	一方井地区	農地の保全や営農環境の充実 49.0	保健・福祉施設の整備 47.8	道路や公園などの生活基盤整備 22.5
	久保地区	保健・福祉施設の整備 55.8	農地の保全や営農環境の充実 44.2	道路や公園などの生活基盤整備 27.4
	川口地区	保健・福祉施設の整備 44.1	農地の保全や営農環境の充実 29.3	道路や公園などの生活基盤整備 25.6
	北山形・岩瀬張地区	保健・福祉施設の整備 50.0	農地の保全や営農環境の充実 38.2	道路や公園などの生活基盤整備 31.6
	南山形地区	道路や公園などの生活基盤整備 61.5	農地の保全や営農環境の充実 57.7	教育・文化・スポーツ施設の整備 15.4

3　地域活動・ボランティア活動、参画・協働について

（1）今後参加したい地域活動について

問6　あなたは、今後（今後とも）どのような地域活動等に参加したいと思いますか。【複数回答】

▼

● **「高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動」が第１位。僅差で「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」が第２位。**

今後参加したい地域活動については、「高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動」が 31.2%で第１位、僅差で「自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動」が 30.2%で第２位となっています。以下、「自治振興会などの活動」(26.6%)、「地域づくりやまちおこしに関する活動」(23.9%)、「通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動」(20.9%)、「子育て支援に関する活動」(16.4%)、「教育･文化･スポーツ活動の指導･運営に関する活動」(14.2%)、「老人クラブや女性団体、青年団体などの活動」(11.7%)、「自主防災や災害援助に関する活動」(10.8%)、「パトロールなど防犯に関する活動」(7.9%)、「農協や商工会などの活動」(7.2%)、「伝統芸能の保存に関する活動」(6.6%)、「青少年の健全育成に関する活動」(6.4%)、「交通安全に関する活動」(5.9%)、「募金や寄付、バザー等に関する活動」(4.2%)、「名所案内など観光に関する活動」(3.7%)、「国内外との交流に関する活動」(3.4%) の順となっています。福祉・環境・コミュニティ・まちおこしなど、様々な取組に対する住民の協力体制があることがうかがわれます。**[図表 14 参照]**

属性別で見ると、年齢の 20 代・30 代は、全体で第６位の「子育て支援に関する活動」が第１位の回答となっています。**[図表 15～18 参照]**

図表 14　今後参加したい地域活動について（全体／複数回答）

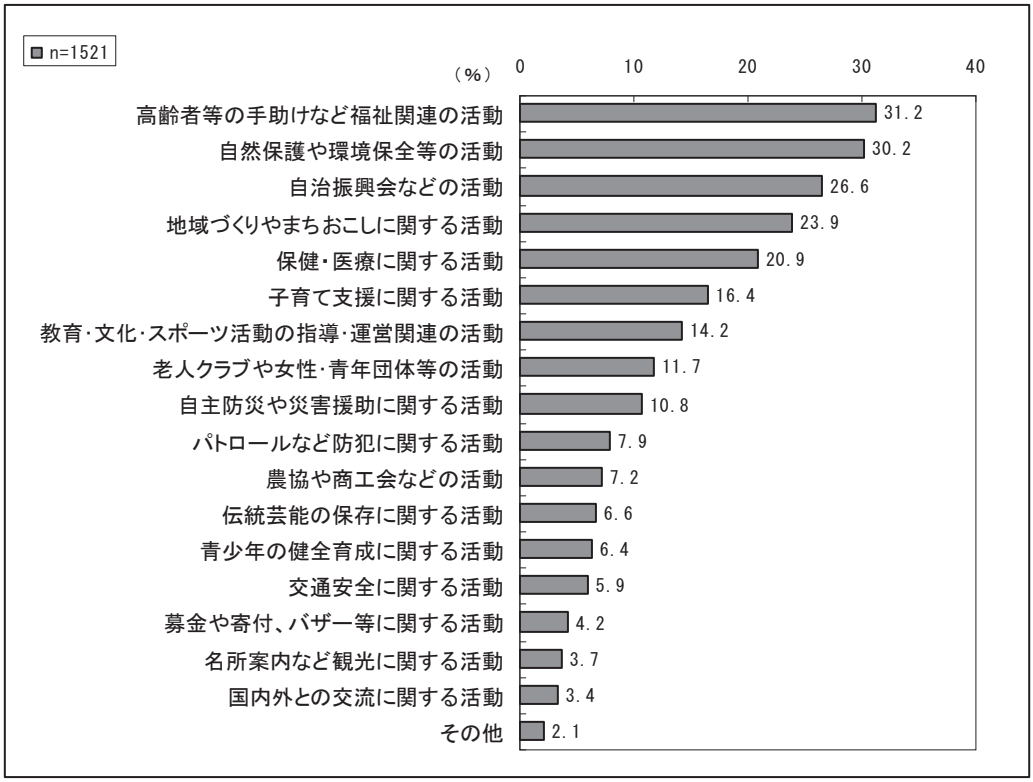

図表 15　今後参加したい地域活動について
（全体、性別、年齢－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 31.2	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 30.2	自治振興会などの活動 26.6	地域づくりやまちおこしに関する活動 23.9	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 20.9
性別	男性	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 32.8	自治振興会などの活動 28.1	地域づくりやまちおこしに関する活動 26.3	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 24.9	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 19.1
	女性	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 37.0	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 28.1	自治振興会などの活動 24.8	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 24.7	地域づくりやまちおこしに関する活動 21.5
年齢	20代	子育て支援に関する活動 42.4	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 33.3	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 25.8	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 21.2	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動/地域づくりやまちおこしに関する活動 19.7
	30代	子育て支援に関する活動 35.7	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 28.1	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 27.6	地域づくりやまちおこしに関する活動 23.0	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 20.9
	40代	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 30.7	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 30.1	自治振興会などの活動 22.5	地域づくりやまちおこしに関する活動 22.3	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 20.3
	50代	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 37.8	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 34.3	自治振興会などの活動 31.7	地域づくりやまちおこしに関する活動 28.7	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 22.2
	60代	自治振興会などの活動 37.3	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 34.4	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 28.6	地域づくりやまちおこしに関する活動 26.4	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 18.1
	70歳以上	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 35.5	老人クラブや女性団体、青年団体などの活動 33.2	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 30.4	自治振興会などの活動 29.0	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 20.1

図表 16　今後参加したい地域活動について
（全体、職業－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 31.2	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 30.2	自治振興会などの活動 26.6	地域づくりやまちおこしに関する活動 23.9	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 20.9
職業	農林業	自治振興会などの活動 42.1	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動/高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 28.5		地域づくりやまちおこしに関する活動 28.1	農協や商工会などの活動 22.4
	製造業・建設業	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 33.5	自治振興会などの活動/高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動/地域づくりやまちおこしに関する活動 22.7			子育て支援に関する活動/教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 17.8
	卸小売・飲食業	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 32.7	地域づくりやまちおこしに関する活動 29.1	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 25.5	自治振興会などの活動 23.6	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 20.0
	その他サービス業等	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 30.2	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 29.9	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 26.6	地域づくりやまちおこしに関する活動 26.3	自治振興会などの活動 23.4
	パートタイム・アルバイト	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動/高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 32.6		子育て支援に関する活動 28.9	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 26.7	自治振興会などの活動/地域づくりやまちおこしに関する活動 17.8
	主婦（夫）	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 42.1	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 29.7	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 26.7	自治振興会などの活動 25.1	地域づくりやまちおこしに関する活動 21.0
	無職	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 34.1	自治振興会などの活動 30.5	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 28.1	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 22.1	老人クラブや女性団体、青年団体などの活動 21.3
	学生、その他	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 43.2	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 36.4	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 31.8	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動/地域づくりやまちおこしに関する活動 27.3	

図表 17　今後参加したい地域活動について
（全体、就学先・勤務先－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 31.2	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 30.2	自治振興会などの活動 26.6	地域づくりやまちおこしに関する活動 23.9	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 20.9
就学先・勤務先	町内	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 31.7	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 28.3	自治振興会などの活動 26.1	地域づくりやまちおこしに関する活動 25.2	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 20.9
	盛岡市・滝沢村・八幡平市	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 30.4	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 27.0	地域づくりやまちおこしに関する活動 24.5	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 21.9	自治振興会などの活動 21.3
	その他県内及び県外	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動/高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 35.1		地域づくりやまちおこしに関する活動 32.5	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 24.7	自治振興会などの活動 20.8
	就学・勤務していない	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 38.2	自治振興会などの活動 28.5	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 28.2	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動/地域づくりやまちおこしに関する活動 23.9	

図表 18　今後参加したい地域活動について
（全体、居住地区－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 31.2	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 30.2	自治振興会などの活動 26.6	地域づくりやまちおこしに関する活動 23.9	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 20.9
居住地区	水堀地区	自治振興会などの活動 36.6	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 30.5	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 26.0	地域づくりやまちおこしに関する活動 25.2	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 20.6
	上沼宮内地区	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 36.2	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 29.8	地域づくりやまちおこしに関する活動 23.6	自治振興会などの活動 23.3	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 19.4
	下沼宮内地区	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 34.4	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 31.9	自治振興会などの活動 24.7	地域づくりやまちおこしに関する活動 20.4	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 19.4
	一方井地区	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 32.4	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 27.3	自治振興会などの活動 26.9	地域づくりやまちおこしに関する活動 22.9	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 22.5
	久保地区	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 33.7	自治振興会などの活動 30.5	地域づくりやまちおこしに関する活動 25.3	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 22.1	教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 15.8
	川口地区	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 33.7	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 29.3	自治振興会などの活動 25.3	地域づくりやまちおこしに関する活動 22.9	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 22.2
	北山形・岩瀬張地区	通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動 36.8	自治振興会などの活動 34.2	地域づくりやまちおこしに関する活動 32.9	高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 30.3	自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動 22.4
	南山形地区	地域づくりやまちおこしに関する活動 30.8	自治振興会などの活動/高齢者や障害者の手助けなど福祉に関する活動 23.1		自然保護や環境保全、リサイクル等に関する活動/通院介助や健康管理の指導など保健・医療に関する活動/教育・文化・スポーツ活動の指導・運営に関する活動 19.2	

4　行財政改革について

（1）今後重点を置くべき行財政改革の項目について

問 11　あなたは、岩手町の今後の行財政改革で重点をおくべき項目はなんだと思いますか。
【複数回答】

▼

● **「議員定数や特別職の報酬の適正化」が第 1 位。次いで、「町有地や公共施設などの町有財産の有効活用」の順。**

今後重点を置くべき行財政改革の項目については、「議員定数や特別職の報酬の適正化」が 34.7%で第 1 位、次いで「町有地や公共施設などの町有財産の有効活用」が 30.1%で第 2 位、以下、「町職員数の適正化」（28.5%）、「町職員の能力の向上と適正配置」（24.9%）、「町税等の滞納金の徴収率の向上」（20.2%）、「申請、届出等窓口業務の簡素化、サービス向上」（15.7%）、「公共工事のコスト削減、事業の見直し」（13.4%）、「上・下水道料金の見直し」（13.1%）、「行政組織・機構の見直し」（10.5%）、「公共施設の運営を民間や町民団体に委託」（9.9%）、「情報公開の推進」（8.9%）、「現状のままでよい」（7.9%）、「公共施設の統廃合や廃止」（6.2%）、「町が主催するイベント、講演会等の廃止、縮小」（5.7%）、「町の助成金、補助金の減額や廃止」（5.5%）、「行政評価システムの導入」（4.4%）、「公共施設の利用料金の見直し」（3.5%）、「電子自治体の構築」（1.7%）の順となっています。**[図表 19 参照]**

属性別で見てもほとんどの層で「議員定数や特別職の報酬の適正化」が第 1 位に挙げられている結果となっています。**[図表 20～23 参照]**

図表 19　今後重点を置くべき行財政改革の項目について（全体／複数回答）

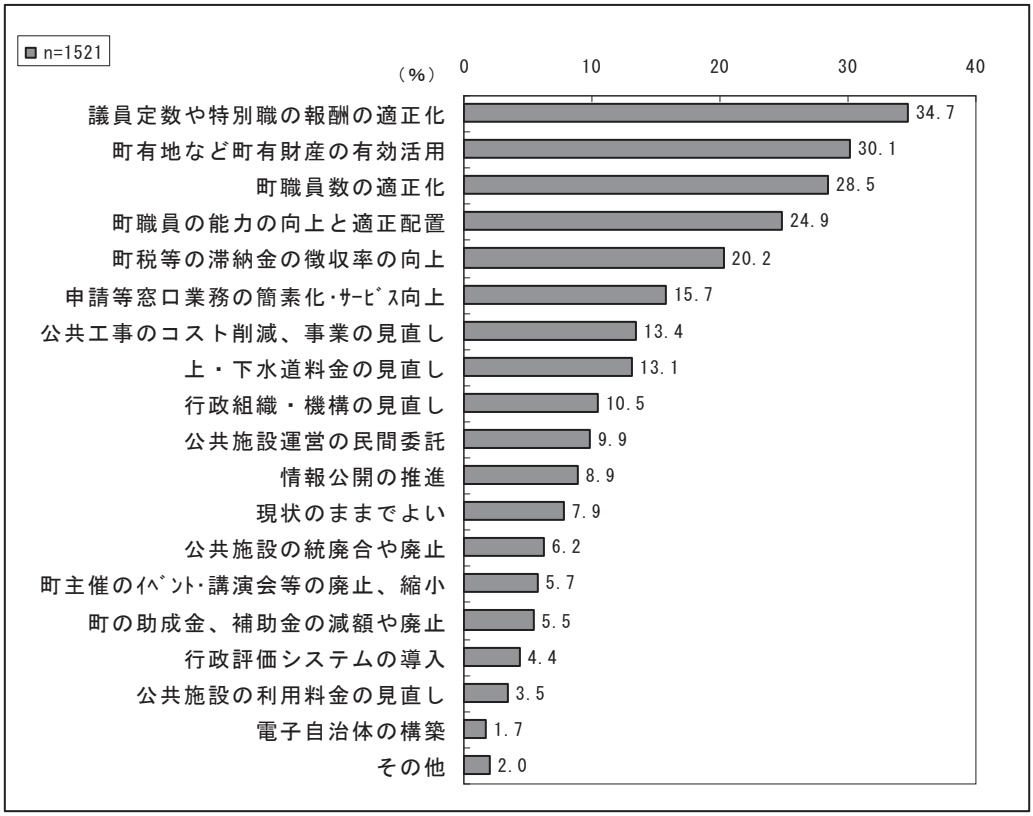

図表 20　今後重点を置くべき行財政改革の項目について
（全体、性別、年齢－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		議員定数や特別職の報酬の適正化 34.7	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.1	町職員数の適正化 28.5	町職員の能力の向上と適正配置 24.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.2
性別	男性	議員定数や特別職の報酬の適正化 37.9	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 33.2	町職員数の適正化 31.1	町職員の能力の向上と適正配置 24.4	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.2
	女性	議員定数や特別職の報酬の適正化 32.0	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 27.2	町職員数の適正化 26.1	町職員の能力の向上と適正配置 25.4	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.7
年齢	20代	議員定数や特別職の報酬の適正化 34.8	町職員の能力の向上と適正配置 31.8	町職員数の適正化 24.2	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用/町税等の滞納金の徴収率の向上 18.2	
	30代	議員定数や特別職の報酬の適正化 34.2	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 28.1	町職員の能力の向上と適正配置 27.6	町職員数の適正化 25.0	申請、届出等窓口業務の簡素化、サービス向上 20.4
	40代	議員定数や特別職の報酬の適正化 32.4	町職員数の適正化 31.8	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.1	町職員の能力の向上と適正配置 26.5	町税等の滞納金の徴収率の向上 24.2
	50代	議員定数や特別職の報酬の適正化 36.3	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 33.8	町職員数の適正化 27.7	町職員の能力の向上と適正配置 22.7	町税等の滞納金の徴収率の向上 18.6
	60代	議員定数や特別職の報酬の適正化 39.1	町職員数の適正化 33.3	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 28.3	町職員の能力の向上と適正配置 23.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.3
	70歳以上	議員定数や特別職の報酬の適正化 31.3	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.8	町職員の能力の向上と適正配置 23.8	町職員数の適正化 22.0	町税等の滞納金の徴収率の向上 18.7

図表 21　今後重点を置くべき行財政改革の項目について
（全体、職業－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		議員定数や特別職の報酬の適正化 34.7	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.1	町職員数の適正化 28.5	町職員の能力の向上と適正配置 24.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.2
職業	農林業	議員定数や特別職の報酬の適正化 37.3	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 36.8	町職員数の適正化 28.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 22.4	町職員の能力の向上と適正配置 18.0
	製造業・建設業	議員定数や特別職の報酬の適正化 39.7	町職員数の適正化 37.6	町職員の能力の向上と適正配置 29.8	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 26.0	上・下水道料金の見直し 15.7
	卸小売・飲食業	議員定数や特別職の報酬の適正化 54.5	町職員数の適正化 36.4	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 32.7	町職員の能力の向上と適正配置 25.5	町税等の滞納金の徴収率の向上 23.6
	その他サービス業等	議員定数や特別職の報酬の適正化 33.1	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 32.2	町税等の滞納金の徴収率の向上 26.9	町職員数の適正化 26.0	町職員の能力の向上と適正配置 24.0
	パートタイム・アルバイト	町職員の能力の向上と適正配置 30.4	町職員数の適正化/議員定数や特別職の報酬の適正化 28.1		町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 25.2	申請、届出等窓口業務の簡素化、サービス向上 20.0
	主婦（夫）	議員定数や特別職の報酬の適正化 29.2	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 28.2	町職員数の適正化 24.6	町職員の能力の向上と適正配置 24.1	町税等の滞納金の徴収率の向上 23.6
	無職	議員定数や特別職の報酬の適正化 34.5	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 28.1	町職員の能力の向上と適正配置 25.3	町職員数の適正化 24.9	申請、届出等窓口業務の簡素化、サービス向上 19.7
	学生、その他	議員定数や特別職の報酬の適正化 36.4	町職員の能力の向上と適正配置 29.5	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 25.0	町職員数の適正化/町税等の滞納金の徴収率の向上 20.5	

図表 22　今後重点を置くべき行財政改革の項目について
（全体、就学先・勤務先－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		議員定数や特別職の報酬の適正化 34.7	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.1	町職員数の適正化 28.5	町職員の能力の向上と適正配置 24.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.2
就学先・勤務先	町内	議員定数や特別職の報酬の適正化 32.0	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.4	町職員数の適正化 27.1	町職員の能力の向上と適正配置 25.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 22.1
	盛岡市・滝沢村・八幡平市	議員定数や特別職の報酬の適正化 38.6	町職員数の適正化 34.5	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 27.9	町職員の能力の向上と適正配置 23.5	町税等の滞納金の徴収率の向上 18.8
	その他県内及び県外	議員定数や特別職の報酬の適正化 46.8	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 41.6	町職員数の適正化 29.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 24.7	町職員の能力の向上と適正配置 20.8
	就学・勤務していない	議員定数や特別職の報酬の適正化 35.3	町職員数の適正化 26.5	町職員の能力の向上と適正配置 26.2	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 25.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 21.4

図表 23　今後重点を置くべき行財政改革の項目について
（全体、居住地区－上位第５位／複数回答）

		第１位	第２位	第３位	第４位	第５位
全体		議員定数や特別職の報酬の適正化 34.7	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.1	町職員数の適正化 28.5	町職員の能力の向上と適正配置 24.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.2
居住地区	水堀地区	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 34.4	議員定数や特別職の報酬の適正化 27.5	町職員数の適正化 25.2	町職員の能力の向上と適正配置 22.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 20.6
	上沼宮内地区	議員定数や特別職の報酬の適正化 34.3	町職員の能力の向上と適正配置 28.8	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 26.5	町職員数の適正化 25.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 23.9
	下沼宮内地区	議員定数や特別職の報酬の適正化 38.4	町職員数の適正化 31.5	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.5	町職員の能力の向上と適正配置 29.4	町税等の滞納金の徴収率の向上 15.8
	一方井地区	議員定数や特別職の報酬の適正化 40.3	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 32.4	町職員数の適正化 31.2	町職員の能力の向上と適正配置 24.9	町税等の滞納金の徴収率の向上 23.3
	久保地区	議員定数や特別職の報酬の適正化 38.9	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 28.4	町職員数の適正化 27.4	町税等の滞納金の徴収率の向上 18.9	町職員の能力の向上と適正配置 17.9
	川口地区	議員定数や特別職の報酬の適正化 32.7	町職員数の適正化 29.3	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 28.3	町職員の能力の向上と適正配置 23.6	申請、届出等窓口業務の簡素化、サービス向上 21.2
	北山形・岩瀬張地区	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 30.3	議員定数や特別職の報酬の適正化 27.6	町職員数の適正化 26.3	町職員の能力の向上と適正配置 22.4	町税等の滞納金の徴収率の向上 18.4
	南山形地区	町有地や公共施設などの町有財産の有効活用 34.6	議員定数や特別職の報酬の適正化/町税等の滞納金の徴収率の向上 26.9		公共工事のコスト削減、事業の見直し 23.1	町職員数の適正化/申請、届出等窓口業務の簡素化、サービス向上 19.2